



2025年5月27日

各 位

会 社 名 株式会社マキヤ  
代表者名 代表取締役社長執行役員  
早川 紀行  
(コード番号 9890 東証スタンダード市場)  
問合せ先 専務取締役執行役員管理本部長  
兼経理財務部長  
竹島 剛  
(TEL. 0545-36-1000)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月27日開催予定の当社第73期定時株主総会における承認を条件として、本店所在地を変更すること及び本日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。また、これに伴い、同定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

##### (1) 本店所在地の変更

グループ経営の効率化を図ることを目的として、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店所在地を静岡県沼津市から実際の業務を行っている静岡県富士市に変更するものであります。

##### (2) 監査等委員会設置会社への移行

本日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することで経営の意思決定を迅速化し、中長期的な企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するものであります。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年6月27日（予定）
定款変更の効力発生日	前記1.（1） 2025年8月31日までに開催される取締役会において決定する本店変更日 前記1.（2）（3） 2025年6月27日（予定）

以上

【別紙】定款変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第2条 <条文省略> (本店の所在地)	第1条～第2条 <現行どおり> (本店の所在地)
第3条 当社は、本店を静岡県 <u>沼津市</u> に置く。 (機関)	第3条 当社は、本店を静岡県 <u>富士市</u> に置く。 (機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、 次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、 次の機関を置く。 (1) 取締役会 <削除> (2) <u>監査等委員会</u> (3) 会計監査人
第5条 <条文省略>	第5条 <現行どおり>
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第11条 <条文省略>	第6条～第11条 <現行どおり>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第18条 <条文省略>	第12条～第18条 <現行どおり>
第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)	第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)
第19条 当社の取締役は、 <u>10名</u> 以内とする。  <新設>	第19条 当社の取締役 ( <u>監査等委員である取締</u> <u>役を除く。)</u> は、 <u>12名</u> 以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名</u> <u>以内とする。</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第20条 <新設>	第20条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそ</u> <u>れ以外の取締役とを区別して、株主総会の</u> <u>決議をもって選任する。</u>
<条文省略>	<u>2. &lt;現行どおり&gt;</u>
<u>2. &lt;条文省略&gt;</u>	<u>3. &lt;現行どおり&gt;</u>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(取締役会の権限)</p> <p>第 22 条&lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>(取締役会の権限及び重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 22 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および<u>監査役</u>に対して発するものとする。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 24 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役中より取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役会長 1 名および取締役副社長、副会長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 24 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> 中より代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) 中より取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役会長 1 名および取締役副社長、副会長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第 25 条 &lt;条文省略&gt; (取締役会の決議の方法)</p> <p>第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 29 条 &lt;条文省略&gt; (取締役の報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 31 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の数)</u></p> <p>第 32 条 <u>当会社の監査役は 4 名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第 33 条 <u>当会社の監査役は、株主総会において発行済株式総数のうち、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の任期)</u></p>	<p>第 25 条 &lt;現行どおり&gt; (取締役会の決議の方法)</p> <p>第 26 条 取締役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができ</u> <u>る取締役の過半数が出席し、出席した取締</u> <u>役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 29 条 &lt;現行どおり&gt; (取締役の報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 31 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p>

現行定款	変更案
<p><u>第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2.任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に発するものとする。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>第 36 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>第 41 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金 200 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(常勤監査等委員)</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>第 33 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>第 34 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>第 42 条～第 43 条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第 37 条～第 38 条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p>
<p>第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第45条～第48条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第40条～第43条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">(附 則)</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、第73期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>第73期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前に、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に締結していた、同法第423条第1項の責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: center;">(本店所在地の変更に関する経過措置)</p> <p>第2条 第3条（本店の所在地）の変更は、<u>2025年8月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生じるものとする。なお、本附則第2条は、本店移転効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>